

福岡県国土利用計画審議会（第16期第1回）議事要旨

日時：令和4年2月8日（火）

場所：県庁 特9会議室

○開会

○議題 （1）会長選出について

（事務局）

会長は、国土利用計画審議会条例第4条第2項により、委員の互選によって定めることになっている。どなたか推薦はございませんか。事務局としては、第15期に引き続き、村上委員を推薦したいが、どうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

それでは、皆様の意見協力を得ながら、会議を進めていくのでよろしく願います。まず、審議会条例で定められている、会長に事故があるときに職務を代理する委員の指名を行う。清野委員に引き受けをお願いしたいが、よろしいか。

（委員）

引き受ける。

○議題 (2) 令和3年度福岡県土地利用基本計画の変更(案)について

- 1 行橋農業地域の縮小案件
- 2 篠栗農業地域の縮小案件
- 3 粕屋農業地域の縮小案件
- 4 苅田都市地域の拡大案件
- 5 みやこ森林地域の縮小案件
- 6 みやこ森林地域の縮小案件

(事務局)

変更案について説明

(会長)

今の説明について、何か質問等はないか。

整理番号4について、今回変更する東側も将来的には埋立が想定されているのか。

(事務局)

現段階では決まっていない状況である。

(会長)

他に質問等はないか。

(委員)

整理番号1は海岸沿いに立地しているが、高潮や浸水域に入っていないのか。

(関係課)

当該地域は洪水浸水が想定最大規模で0.5～3メートル、高潮浸水が3～5メートル、津波災害警戒区域として2.5メートルとなっている。

(委員)

高潮や津波の被害が想定されることを承知の上で変更するということか。

(関係課)

変更区域内に現時点で調整池を4か所整備済みであり、行橋市が策定している地域防災計画に基づいて自主防災組織等への支援を行うなど、防災意識の向上を図って早期避難による被害の軽減を図ることとしている。

(委員)

ソフトで対策するということで、嵩上げといったハード対策はされないということか。

(関係課)

ハード面については既に整備済みであり、嵩上げ等を行わない。

(委員)

次に整理番号5は変更地域内に保安林が一部含まれているようであり、そもそも開発許可が出ていることが不思議である。このまま森林地域を縮小していいのか、保安林としての役割もあると思うが、どう考えたらよいか。

(関係課)

開発地域は保安林を除外して許可をしており、保安林については開発許可を出していない。図面が実際よりも広く保安林を示している形となっている。

(委員)

保安林は開発していないということか。

(関係課)

保安林を避けて開発をしている。

(会長)

他に質問等はないか。

(委員)

ここ数年福岡県でも豪雨や高潮の懸念が出てきており、当初の計画と状況が変わってきている。変更案について手続きは進んでいるが、先ほど質問のあったように、新たな政策討議をしないと今までの浸水高に対するソフトでの対策では、県民の防災上の懸念の対応速度が遅くなる。一応手続き上は問題ないかもしれないが、新たな事態にどのように対応するのか。山林開発や海岸沿いの土地利用を進めると色んな意味でリスクが大きくなる。国の方針や県の方向性はどのようになっているのか。

(事務局)

許可に基づき開発がなされるが、県民の方が懸念を持たれることもある。それぞれの法律の中で開発許可や規制をしている部署があるが、その中で防災部局が総合的にソフトの対策を行い、県土整備部ではハード対策を行っている。そういった全般的なことを踏まえた土地政策だと思っている。

現在、国において国土利用計画の改訂が検討されており、令和5年に改訂が予定されてい

る。検討課題として人口減、コロナの影響もあるが、風水害を中心とした自然災害の激甚化、頻発化が課題としてあげられており、そういった点を踏まえた国土づくりを行っていくといったところである。県の計画は国の計画を基本に作成することとなっており、国の計画で風水害がどのように盛り込まれるのか状況を把握しながら、県の計画にどのように盛り込んでいくべきか検討していきたい。現時点で計画に反映することは難しいが、指摘の内容は常に考えていく。

(委員)

自然環境と防災を両立するバッファゾーンを作るとか、災害があっても居住地に直接様々な被害が及ばないようにできたらいい。最近福岡県では鳥獣被害も懸念されるなかで、時代に即応した考え方やゾーニングを導入していただければと思う。

(会長)

今、指摘のあった内容については大変重要なことだと思う。地震や豪雨等頻発しており、開発許可が出て時間が経っている場合は、適切に対応すること大切である。法律上の対応は難しい場合もあるが、行政指導等を使って適切に防災上の観点から検討いただければと思う。

他に質問等あるか。

質問等がないので、令和3年度福岡県国土利用基本計画の変更(案)については、「案のとおり決定することが適当である」でよろしいか。

(委員)

意見なし。

(会長)

意見がないので、この変更案については、案のとおり決定することが適当である旨を審議会の意見とする。以上で本日の議題は全て終了した。これをもって本日の審議会を終了する。

(事務局)

なお、この後、会長の専決案件である「森林地域の縮小事案」33件について、会長の審議後、専決処分となった場合は、審議会運営規則に則り、委員の皆様に郵送にて速やかに報告する。

○閉会